2015.04.01.現在

***学校法人に対する寄附の***

***税額控除に係る証明***

***～申請の手引き～***

大阪府府民文化部私学・大学課

申請準備～申請～証明までの流れ

この手引きは、大阪府所轄学校法人のうち、個人からの寄附金について税額控除制度が適用される対象法人となることを希望する法人の方が、所轄庁（大阪府知事）の証明を受けるために必要な申請作業内容を御案内しています。

　　手続きの流れは、以下のとおりです。

税額控除制度の概要・要件について御確認下さい。

**⇒　税額控除制度について(P1)**

**⇒　法人に求められる要件について(P4)**

満たしうる要件を選択し、それぞれに必要な準備を行って下さい。

**＜絶対値要件（要件１）＞の場合**

**(その1）寄附者名簿の作成　(P11)**

**(その2)絶対値要件（要件1）チェック表の作成**

 **(P13)**

**＜相対値要件（要件２）＞の場合**

**（その１）寄附者名簿の作成　(P14)**

**（その２）必要項目の数値の確認　(P15)**

**（その3）相対値要件（要件2）チェック表の作成（Ｐ17）**

申請書類を準備し、かがみ文書に必要事項を記入して下さい。

**⇒　＜絶対値要件（要件１）＞**

**・＜相対値要件（要件２）＞に共通の作業　（P18）**

**申請する（P19）**

総論

1. 税額控除制度について

概要

学校法人へ個人が寄附をした場合の税制上の優遇措置については、平成23年度の税制改正において、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）が改正されたことに伴い、個人が、一定の要件を満たした学校法人へ寄附金を支出した場合の、税額控除の仕組みが創設されました。本制度は、寄附者の所得税率に関係なく、一律に寄附金額の約4割を所得税額から控除する制度であり、寄附者の所得税率により控除額が決定される所得控除制度に比べ、特に小口の寄附金支出者への減税効果が高いことが特徴です。減税効果が高まる結果、これまで以上に多くの寄附金を支出される寄附者や、新たに寄附金を支出される方が増えることにより、学校法人の設置する学校における教育活動に充てるための寄附金収入が拡大することが見込まれます。

なお、所得控除制度と税額控除制度のうち、寄附者（納税者）の選択により、どちらか一方の有利な制度を選択することが認められています。

◇所得控除

　各寄附者の所得に応じた税率を寄付金額に乗じて、控除額を決定。

5%

10%

20%

23%

33%

40%

45％

　各寄附者の所得に応じた税率を寄付金額に乗じて、控除額を決定。

税率

所得金額

（年収）

諸控除（扶養控除等）

所得税額

（寄附金－2,000円）

×

―

＝

寄附金控除

控除

所得に応じた税率を乗じて控除額を決定

例

税率５％

（平均的な世帯の諸控除額を想定）

年収３００万円の寄附者が１万円を寄付した場合

10,000-2,000

＝8,000円

8,000×5%**＝**

**400円を控除**

◇税額控除(平成23年度に導入)

　各寄附者の所得税率に関係なく、所得税額から直接寄附金額の一定割合を控除。

5%

10%

20%

23%

33%

40％

45%

税率

所得金額

（年収）

諸控除

（扶養控除等）

所得税額

―

＝

×

（寄附金－2000円）×40％

年収３００万円の寄附者が１万円を寄付した場合

税率に関わりなく8,000×40%

**＝3,200円を控除**

具体の税額控除額の算出式

　　個人が支出した寄附金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、以下の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。



この額が、所得税額から控除されます。

※１　税額控除対象寄附金：税額控除対象法人への寄附金額

　　　注：寄附金支出額が、総所得金額等の40％に相当する金額を超える場合には、40％に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

※２　控除対象額は、所得税額の25％を限度とします。

1. 法人に求められる要件について
2. 総論

　　　実績判定期間において、以下の２つの要件のうち、いずれかを満たす必要があります。

＜要件１＞

3,000円以上の寄附金を支出した者（判定基準寄附者数）が、平均して年に100人以上いること。

ただし、実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年

度がある場合、当該事業年度の判定基準寄附者数は(ア)の通り計算し、かつ(イ)の要

件を満たすこと。

(ア)$判定基準寄附者数=\frac{実際の寄附者数×5000}{定員等の総数\left（当該定員等の総数が500未満の場合は500\right）}$

(イ)寄附金額が年平均30万円以上

（租税特別措置法施行令第26条の28の2第１項第2号イ（2）の要件）

＜要件２＞経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が、1/5以上であること。

（租税特別措置法施行令第26条の28の2第１項第２号イ（１）の要件）

1. 実績判定期間

実績判定期間とは、申請日の直前に終了した事業年度終了日以前の５年内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から当該直前に終了した事業年度終了日までを言います。

＜ex.4/1～3/31が事業年度の法人＞

**H22.4.1**

**H27.3.31**

**H27.5.1**

**申請日**

**実績判定期間**

＜実績判定期間について＞

1. 設立後間もなく、活動実績が５年に満たない法人は、法人設立の日から直前に終了した事業年度終了日までが実績判定期間となります。
2. 学校法人が法人分割により２法人となった場合、旧学校法人の法人格を承継した新学校法人は、旧学校法人の事業年度もあわせて実績判定期間として申請することができます。一方、分割により新たに設立された新学校法人については、当該新学校法人の設立の日以降の事業年度の中から実績判定期間を計算します。（①の新設の学校法人と同様に特例が認められ、実績判定期間が５年未満であっても、設立の日から直前の事業年度までを実績判定期間として構いません。）
3. 準学校法人から学校法人への変更認可を受けた場合、実績判定期間は、学校法人の設立日以降の事業年度の中から実績判定期間を計算します。（①の新設の学校法人と同様に特例が認められ、実績判定期間が５年未満であっても、設立の日から直前の事業年度までを実績判定期間として構いません。）
4. 設置する学校等の定員等の総数

①「設置する学校等の定員等の総数」の「設置する学校等」とは、次に掲げる施設を指します。

ア　学校（学校教育法第１条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園、専修学校（学校教育法第124条(専修学校)に規定する専修学校で財務省令（※）で定めるもの）及び各種学校（学校教育法第134条第１項(各種学校)に規定する各種学校で財務省令（※)で定めるもの）

イ　障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る）、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、小規模住居型児童養育事業又は小規模保育事業が行われる施設

ウ　乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設

※　所得税法施行規則（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十一号）

第四十条の九 　令第二百十七条第四号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）に規定する財務省令で定める専修学校は、次のいずれかの課程による教育を行う学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条（専修学校）に規定する専修学校とする。

**一** 　学校教育法第百二十五条第一項（専修学校の課程）に規定する高等課程でその修業期間（普通科、専攻科その他これらに準ずる区別された課程があり、一の課程に他の課程が継続する場合には、これらの課程の修業期間を通算した期間をいう。次号において同じ。）を通ずる授業時間数が二千時間以上であるもの

**二** 　学校教育法第百二十五条第一項に規定する専門課程でその修業期間を通ずる授業時間数が千七百時間以上であるもの

２ 　令第二百十七条第四号に規定する財務省令で定める各種学校は、初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設置された学校教育法第百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校であつて、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基準に該当するものとする。

②「設置する学校等の定員等の総数」の「定員等」とは、収容定員、利用定員、入所定員その他これらに類するものとして財務省令で定めるもの（児童福祉法施行規則第１条の17第３号に掲げる委託児童の定員及び同令第36条の12第３号に掲げる入居定員）をいいます。

③　定員等の総数の算定にあたり、複数の学校等（①に掲げるものを指し，収益事業や付随事業として保育所等の運営を行っている場合を含む)を設置している場合においては，各学校等の定員等の数を合計して算定します。

④　定員等の総数は学校法人の事業年度に対応する学校等の事業年度の数によりますが、学校等の開校の前年度に学校法人の設立認可と学校等の設置認可を受け，学校法人の設立の登記がなされている場合に限り当該年度における定員等の総数は，設置認可を受けている学校等の定員等の総数とすることができます。

(４)＜絶対値要件（要件１）＞

3000円以上の寄附金を支出した者（判定基準寄附者数）が、平均して年に100人以上いること。

ただし、実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合、該当事業年度の判定基準寄附者数は(ア)の通り計算し、かつ(イ)の要件を満たすこと。

(ア)$ 判定基準寄附者数=\frac{実際の寄附者数×5000}{定員等の総数\left（当該定員等の総数が500未満の場合は500\right）}$

(イ) 寄附金額が年平均30万円以上

この要件は、各法人で作成・保存されている「寄附者名簿」をもとに判定されます。

なお、要件の判定にあたっては、以下の点にご注意ください。

＜「年平均100人以上」「年平均30万円以上」の要件について＞

①　5事業年度の間、全事業年度においてこの要件を満たしていなくても、5事業年度の平均値が100人以上であれば、要件を満たします。

②　設立後間もなく、活動実績が5年に満たない法人は、法人設立の日から直前に終了した事業年度終了日までが実績判定期間となります、当該実績判定期間内の寄附者数が年平均100人以上、寄附金額が年平均30万以上であれば、要件を満たします。

**＜実績判定期間内に、定員等の総数が5000人未満の事業年度がある法人＞**

実績判定期間のうち、定員等の総数が5000人未満の事業年度については、当該事業年度の判定基準寄附者数は、次の通り計算します。

$$判定基準寄附者数=\frac{実際の寄附者数×5000}{定員等の総数（当該定員等の総数が500未満の場合は500）}$$

例）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 1事業年度目 | 2事業年度目 | 3事業年度目 | 4事業年度目 | 5事業年度目 |
| 定員等の総数 | 5000人 | 5000人 | 2500人 | 2500人 | 2500人 |
| 実際の寄附者数(※1) | 100人 | 100人 | 50人 | 60人 | 40人 |
| 判定基準寄附者数 | 100人 | 100人 | 100人 | 120人 | 80人 |
| 寄附金額(※2) | 40万円 | 40万円 | 20万円 | 30万円 | 20万円 |

上記の例の場合、判定基準寄附者数については(100＋100＋100＋120＋80)÷5＝100と、年平均100人の寄附者数が確保され、寄附金額については(40＋40＋20＋30＋20)÷5=30と、年平均30万円の寄附がある為、要件を満たします。

**＜実績判定期間内に、定員等の総数が5000人未満の事業年度が無い法人＞**

当該法人における、実績判定期間内の判定基準寄附者数は、実際の寄附者数（※1）となります。

例）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 1事業年度目 | 2事業年度目 | 3事業年度目 | 4事業年度目 | 5事業年度目 |
| 定員等の総数 | 6000人 | 6000人 | 6000人 | 6000人 | 8000人 |
| 判定基準寄附者数（実際の寄附者数）（※1） | 100人 | 80人 | 90人 | 100人 | 130人 |

上記の例の場合、判定基準寄附者数については(100＋80＋90＋100＋130)÷5＝100と、年平均100人の寄附者数が確保されている為、要件を満たします。

※1　実際の寄附者数とは、P14の「寄附件数等のカウントについて」において、カウント出来るとされている寄附金を支出した者の事です。主に、学校法人に対する寄附者のうち、氏名または名称及びその住所又は主たる事務所の所在地が明らかであり、かつ同一事業年度に3000円以上の寄附金を支出した者をいいますが、詳細はP14をご参照下さい。

※2 寄附金額とは、※1の「実際の寄附者数」に含まれる寄附者が支出した寄附金の合計をいいます。

（５）＜相対値要件（要件２）＞経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が、1/5以上であること。

　実績判定期間における合計値について、以下の数式にあてはめます。

受入寄附金総額

総収入金額

・一者当たりの基準限度額超過額（※１）

・一者から計1,000円未満の寄附金

・氏名等不詳の寄附金

国等からの補助金等

（※２）

・国等からの補助金等（※２）、委託による支出

・資産売却収入で臨時的なもの　　　　　　　　等（※３）

＞

＝

１

５

※１：一者当たりの基準限度額超過額について

同一の者からの寄附金の額の合計額のうち、受入寄附金総額の1/10（特定公益増進法人・認定NPO法人からの寄附については、5/10 ）を超える部分の金額。

※２　国等からの補助金等について

①国等からの補助金等の額は、(ⅰ)寄附金収入金額に加算する又は(ⅱ)総収入金額から控除することのいずれかが可能です。（＜チェック表＞⑦欄の注書を参照して下さい。）

②分子に算入する場合、



　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　が上限となります。

※３：「等」とは、以下の項目を言います。

　・法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分

　・遺贈により受け入れた寄附金等のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分

　・同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの

　・寄附者の氏名又は名称が明らかでないもの

（６）情報公開の要件（閲覧に供する義務）

絶対値要件（要件1）、相対値要件(要件2)のどちらの要件で証明を受けるかに関わらず、税額控除対象法人となった後は、以下の書類について、閲覧の請求があった場合には、閲覧に供する必要があります（租税特別措置法施行令第26条の28の2第１項第２号ロ）。これらの書類は、学校法人会計基準等に基づき書く学校法人が既に作成している書類を用いることも可能ですが、⑤⑥⑦については別添の様式例も参考にして下さい。

①　私立学校法第30条第1項に規定する寄附行為

②　同法第35条第１項に規定する役員の氏名・役職を記載した名簿

③　同法第47条第２項に規定する財産目録等（財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書）

④　役員・従業員給与支給規程（非常勤職員も含め、原則として全て公開する必要があります。）

⑤　寄附者に関する事項（様式例あり）

(1)役員又は(2)役員と親族関係を有する者又は(3)役員と特殊の関係にある者で、法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上である者がいる場合、当該寄附金支出者の氏名、寄附金の額、受領年月日

* 1. 支　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ⑥　支出した寄附金の額、相手先、支出年月日（様式例あり）

⑦　寄附金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した書類（様式例あり）

　また、閲覧に供する義務はありませんが、実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿作成し、各事業年度終了の日の翌日以後3ヶ月までの間に主たる事務所の所在地に備え置き、5年間保存しなければなりません。（租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号ハ及び租税特別措置法施行規則第19条の10の4第8項）

　なお、証明書申請の際に作成した寄附者名簿を、本寄附者名簿とすることも可能ですが、証明を受けた翌事業年度からは、新しい寄附者名簿を作成する必要があります。

# 　申請作業内容

１．　申請～証明までの全体像

税額控除対象法人となるには、まず、学校法人の設立認可を受けた所轄庁（大阪府知事）から、租税特別措置法等に定められている要件を満たしている旨の証明を受けるための申請を行う必要があります。

申請に基づき、所轄庁において要件を満たしていると判断した場合に、証明書を発行します。

【証明書の有効期間】

証明書の有効期間は、証明を受けた日から5年間です。

※　例外的に、平成27年内に証明書の発行を受けた学校法人のうち、絶対値要件（要件1）により申請し、実績判定期間内に定員等の総数が5000人未満の事業年度が含まれている法人については、当該法人へ平成27年1月1日以降に支出された個人からの寄附金が、税額控除の対象となります。　　この場合、所轄庁から証明を受けた日より前に支出された寄附金について、寄附者が税額控除を受けるためには、寄附者に対し、証明書の写しを追送する必要があります。なお、所得控除については、特定公益増進法人の証明を受けた日以後の寄附金が対象となります。

【証明書発行後の手続き】

　5年の有効期間内は、原則として、税額控除に係る新たな書類の提出は、必要ありません。新しい理事長が選任された際も、新たな手続きは不要です。

　ただし、法人本部の場所や設置する学校の変更等により所轄庁が変更する場合には、証明書も新しい所轄庁から再度発行し直す必要があります。

学校法人

大阪府知事

①

![MC900202494[1]]()

![MC900079073[1]]()

＜証明書の発行＞

②

＜申請書類の提出＞

・かがみ文書

・寄附者名簿

・チェック表　　　　等

④

③

＜手交＞

・領収書

・証明書の写し

税務署

![MC900311342[1]]()

＜寄附＞

寄附者

![MC900227960[1]]()

＜確定申告＞

領収書、証明書の写しを添付

⑤

2. 申請に先立つ準備

1. ＜絶対値要件（要件１）＞の場合：（その1）寄附者名簿（様式第２号）の作成

各法人の「寄附者名簿（様式第２号）」を作成して下さい。

P4に記載の要件を明らかにするために、「寄附者名簿（様式第２号）」について、寄附者の中に以下の者がいる場合には、寄附者名簿内で分かるように記載してください。

①　法人の役員（理事、監事及び清算人等）及びこれと生計を一にする者

②　他の寄附者と生計を一にする者

【寄附者名簿（様式第２号）の記載方法イメージ】



※　行政庁において、寄附者数のカウントに当たっては、「備考」欄が黄色の者は含まずにカウントします。（例えば、【寄附者名簿の記載方法イメージ】においてカウントされる寄附者は、６人となります。）

　注）　「寄附者名簿（様式第２号）」には、①寄附金受領年月日②寄附者氏名③住所・所在地・④受領寄附金額の全てが記載してある必要があります。住所・所在地を、「寄附者名簿」本体に記載せず、別途の資料として作成・保存している場合には、当該資料も添付して下さい。

　　実績判定期間内に3000円以上の支出をした寄附者について、要件を確実に満たせる場合には、必ずしも全てを記入いただく必要はありません。

　　ただし、税額控除の対象となる旨の証明を受けた学校法人が別途作成し、事務所に備え置くことが求められている寄附者名簿（P21）については、全ての寄附者（法人・個人・現物・現金寄附者）が含まれる名簿を作成する必要があります。

＜寄附件数等のカウントについて＞

①　　同じ事業年度内に、同一の法人や個人から複数回に分けて寄附金を受け取った場合、まとめて１件としてカウントします。

従って、ある方からの１度の寄附金額が3,000円に満たない場合であっても、寄附金額の合計が同一事業年度において計3,000円以上であれば、寄附者１人としてカウントすることができます。

同一の法人や個人からの複数回の寄附が、複数の事業年度がまたがる場合には、それぞれの事業年度ごとに１件ずつカウントすることができます。

②　　現物による寄附を受けた場合には、時価による価額でカウントすることができます。

③　　法人からの寄附も１件としてカウントすることができます。

④　　寄附者本人と生計を一にする者を含めて、一人として判定します。

ex1.ある事業年度において、2,000円の寄附金を支出した者と生計を一にする配偶者・親子から1,000円の寄附があった場合には、これらを合算し 「１人から3,000円」の寄附としてカウントします。

　　　ex2.ある事業年度において、5,000円の寄附金を支出した者と生計を一にする配偶者・親子から3,000円の寄附があった場合には、いずれか一方の者のみを寄附者としてカウントできます。（もう一方の者は100人にカウントすることはできません。）

⑤　　申請する法人の役員である者（※）及びその役員と生計を一にする者は、寄附者としてカウントすることはできません。

（※法人の役員とは、理事、監事及び清算人等を言うため、学校法人の評議員や教職員は、寄附者としてカウントできます。ただし評議員や教職員の中から役員として選出された者については、学校法人の役員として当該寄附者のカウントから除外する必要があります。）

⑥　　入学時の寄附金（※）については、寄附者や寄附金としてカウントすることはできません。

（※入学時の寄附金とは、自己又は子女等の入学を希望する学校に対してする寄附金で、その納入がない限り入学を許されないこととするものその他当該入学と相当の因果関係があるものをいいます。

この場合において、入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納入したものは、原則として、入学時の寄附金とみなされますので、カウントに入れないようにご留意ください。ただし、入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外のものと同一の条件で募集されるものは除かれます。）

⑦　　要件1の判定に用いる寄附者は、寄附者の氏名・名称、住所・所在地が明らかなものに限ります。従って、匿名の寄附者についてはカウントすることができません。

⑧　　自然人及び法人のみが寄附者としてカウントすることができ、法人格のない任意団体からの寄附については、カウントする事が出来ません。同窓会や後援会等は、法人格を持たない場合がありますので、ご留意ください。法人格を持つ同窓会や後援会等が複数の寄附者からの寄附をまとめて学校法人に寄附した場合、寄附者は当該法人１人（１法人）としてカウントしてください。

任意団体からの寄附のうち、代表者の名義の寄附については、代表者を１人とカウントすることができます。また、任意団体に寄附をした個々の寄附者の氏名、住所、寄附年月日及び寄附金額が確認できる場合には、個々の寄附者ごとに１人としてカウントすることが可能です。この場合、「寄附者名簿」には任意団体ではなく、個々の寄附者の氏名を記載してください。

(2)　＜絶対値要件（要件1）＞の場合：（その2）絶対値要件（要件1）チェック表（様式第３号）の作成



以下の手順で数値を入れていきます。

(i)必須項目：①、②、⑤、⑥

※②については、実績判定期間が5年であれば、月数は12ヶ月×5＝60ヶ月となります。

また実績判定期間内に1ヶ月に満たない端数が生じた場合は、その期間は1ヶ月とし、例えば新設の学校法人で実績判定期間が3年５ヶ月3日である場合は、12ヶ月×3＋5ヶ月＋1ヶ月（3日の端数）＝42ヶ月となります。

⇒実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5000人未満の事業年度がある場合、続けて下記（ⅱ）⑧⑨の記載も行います。そうでない法人については、チェック表の記載はこれで終了です。

（ⅱ）⑧及び⑨に数値を入れます。⑧において、定員等の総数が5000人以上の事業年度については、内訳を記載する必要はありません。⑨においては、実績判定期間内の事業年度全てについて、寄附金額を記載してください。

(3)＜相対値要件（要件２）＞の場合：（その１）寄附者名簿（様式第４号）の作成

各法人で作成されている「寄附者名簿（様式第４号）」を以下の方法により準備して下さい。

P8に記載の要件のうち、「一者当たりの基準限度超過額」を明らかにするために、「寄附者名簿（様式第４号）」について、記録されている寄附金について、以下の作業を行って下さい。

①　受入寄附金総額×1/10の額を算出します。

②　受入寄附金総額×1/10の額を超える寄附金を選択します。

③　①で選択した寄附金欄の横に「基準限度額」・「一者当たりの基準限度超過額」の欄を作成します。

④　「基準限度額」欄に、①で算出した額を記入します。

⑤　「基準限度超過額」の欄に「寄附金額」－「④基準限度額」の額を記入します。

【寄附者名簿（様式第４号）の記載方法イメージ】



○「寄附金の額」欄で、「受入寄附金総額×1/10の額」を上回る欄を探します。

○その欄の横にある「基準限度額」欄に「受入寄附金総額×1/10の額」を記入します。

　※寄附者が特定公益増進法人である場合には、「受入寄附金総額×５/10の額」を記入します。

○【「寄附金の額」－「基準限度額」】で算出した額を「基準限度超過額」欄（P13の②）に記入します。

⇒　「基準限度超過額」欄に記入した額の合計値が、＜チェック表＞の「一者当たりの基準限度超過額」欄に記載する額となります。

注）　なお、この要件を満たすかどうかの確認のために作成した「寄附者名簿（様式第４号）」を、租税特別措置法施行令第26条の28の2第１項第２号ハに規定する「寄附者名簿」とすることも可能です。但し、「寄附者名簿」は各事業年度終了の翌日以後3ヶ月までの間に主たる事務所の所在地に備え置き、５年間保存することが必要です（租税特別措置法施行規則第19条の10の4第8項）ので、証明を受けた翌事業年度からは、新しい寄附者名簿を作成する必要があります。

（４）＜相対値要件（要件２）＞の場合：（その２）必要項目の数値

　以下の項目を、過去の計算書類を参照しながら確認して下さい。

各項目は、監事（私立学校振興助成法第14条の適用がある法人については、公認会計士又は監査法人）の監査を経て、理事会での承認決議を受けた計算書類により、数値を確認して下さい。

＜要件２＞で申請する場合には、直近に終了した事業年度に係る計算書類について理事会での承認を受けた後（私立学校振興助成法第14条の適用がある場合は、所轄庁）へ提出した後）に税額控除に係る証明申請を行っていただくこととなります。

例：４月１日から翌年３月31日までが事業年度の法人の場合、例えば、６月20日に理事会の承認を経て、６月23日に所轄庁へ事業報告等を提出した場合、６月23日以降に申請することができます。

＜各項目についての解説・注意事項等＞

|  |  |
| --- | --- |
| 受入寄附金総額 | 消費収支計算書における「寄附金」の額。※未収の寄附金は含まれません。 |
| 一者当たりの基準限度超過額 | 「寄附者名簿（様式第４号）」を基に、以下の計算を行って下さい。同一の者からの寄附金額のうち、受入寄附金総額の10分の1を超える部分の金額。（ただし、特定公益増進法人・認定NPO法人からの寄附金は、同一の法人からの寄附金額のうち、受入寄附金総額の10分の5を超える部分の金額。） |
| 寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のものの額 | 「寄附者名簿（様式第４号）」を基に、以下の計算を行って下さい。実績判定期間内において、ある者から受け入れた寄附金の合計額が1,000円に満たないものがある場合の合計額。 |
| 総収入金額 | 消費収支計算書における「帰属収入」の額。 |
| 国等からの補助金等の額 | 消費収支計算書における「補助金」のうち、以下に該当するもの。国等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの。※日本私立学校振興・共済事業団からの直接・間接の補助金は「国等」には含まれませんので注意して下さい。 |
| 委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額 | 「国等」の範囲については、「国からの補助金等の額」と同様です。 |
| 法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額 | 法律又は政令の規定に基づき行われる事業で、その対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり、国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分。 |
| 資産の売却収入で臨時的なものの金額 | 固定資産・有価証券等（棚卸資産を除きます。）の譲渡で、臨時的な資産の譲渡金額。（消費収支計算書の「資産売却差額」収入から「資産処分差額」支出を控除した額） |
| 遺贈により受け入れた寄附金等のうち、基準限度超過額に相当する金額 | 遺贈（贈与者の死亡により効力を生じる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、租税特別措置法第70条第１項に規定する贈与により受け入れた寄附金その他贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分。 |

（５)＜相対値要件（要件２）＞の場合：（その3）相対値要件(要件2)チェック表（様式第５号）の作成

「チェック表（様式第５号）」を作成します。



水色欄は、自動的に計算されます。

黄色欄に実績判定期間における合計値を記入します。

以下の手順で黄色欄に数値を入れていきます。

（ⅰ）必須項目：①～④・⑨

⇒この時点で＜判定式＞欄が20％を超えた場合、以降、数値の記載は必要ありません。

（ⅱ）必須以外の項目：計算書類等からすぐに分かる補助金（⑥or⑩）や国等からの委託費（⑪）がある場合には、それらの項目を入れていきます。

⇒１つずつ項目に数値を入れていくにつれ、＜判定式＞欄が20％を超えた時点で、以降の作業は不要です。

3.申請書（様式第１号）の作成＜絶対値要件（要件１）＞・　　　　＜相対値要件（要件２）＞共通

ここでは、法人名称等の基本情報とともに、申請する要件の選択・実績判定期間の記入・添付書類の

チェックを行って下さい。以下の赤字箇所が、御記入いただく必要のある項目です。



大阪府知事　○○　○○　様

注） ○　「□」項目については、該当するものを「■」に変えて下さい。

○　申請要件は、＜絶対値要件（要件１）＞または＜相対値要件（要件２）＞のいずれか一つのみを選択して下さい。

○　実績判定期間については、P４を御確認下さい。

○　月日は、事業年度にあわせて記載して下さい。（事業年度が４月１日から３月31日の法人が、実績判定期間を１月１日から12月31日とすることはできません。）

○ 設立登記年月日は、申請する学校法人の法人格が登記された日を記載してください。すなわち、法人の合併や、準学校法人から学校法人への移行の場合には、合併や移行の登記を行った日となります。法人の名称が変更した場合は、旧名称の法人の設立登記日となります。

　 ○　申請文書は公文書になりますので、押印が必要となります。

4. 申請する

絶対値要件（要件1）・相対値要件（要件2）のどちらで申請するかにより、それぞれ下記の書類をご提出ください。

＜絶対値要件（要件１）＞の場合

以下の書類を大阪府私学・大学課の窓口に郵送または持参して提出して下さい。

① 税額控除に係る証明申請書（様式第１号）

② 寄附者名簿（要件1）(様式第２号)

③ 絶対値要件（要件1）チェック表(様式第３号)

④ 実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5000人未満の事業年度がある場合は、設置する学校等の定員等が分かる資料（現行の学則、園則等）

　 ※実績判定期間内に定員等の増減に伴う学則の変更があった場合は、当該学則も送付して下さい。

1. ＜要件２＞の場合

　　　以下の書類を大阪府私学・大学課の窓口に郵送または持参して提出して下さい。

① 税額控除に係る証明申請書（様式第１号）

② 寄附者名簿（要件2）(様式第４号)

③ 相対値要件（要件2）チェック表(様式第５号)

④ 受入寄附金総額や総収入金額がわかる財務諸表等

（チェック表の必須以外の項目を記入している場合は、各金額がわかる計算書類等）

　＜申請先＞

〒559-8555　大阪市住之江区南港北１－１４－１６

大阪府府民文化部私学・大学課

Tel. 06-6941-0351　(代表)
①　小学校、中学校、高等学校を設置する学校法人

　　　　　　小中高振興グループ　（内線4858）
②　①以外で幼稚園を設置する学校法人
　　　幼稚園振興グループ　（内線4860）
③　専修学校、各種学校のみを設置する学校法人
　　　専各振興グループ　　 （内線4855）

証明を受けた後に必要なこと

1. 証明の有効期間について

　　税額控除に係る証明は、所轄庁から証明を受けた日から５年間です。

　例：平成27年5月１日に税額控除に係る証明を受けた場合の有効期間は、平成27年5月１日から平成32年4月30日までとなります。

1. 税額控除の適用開始時期について

証明を受けた日以降に支出された個人からの寄附金が税額控除の対象となります。

* 例外的に、平成27年内に証明書の発行を受けた学校法人のうち、絶対値要件（要件1）によって申請し、実績判定期間内に、定員等の総数が5000人未満の事業年度を含む法人については、当該法人へ平成27年1月1日以降に支出された個人からの寄附金が、税額控除の対象となります。この場合、所轄庁から証明を受けた日より前に支出された寄附金について、寄附者が税額控除を受けるためには、寄附者に対し、証明書の写しを追送する必要があります。なお、所得控除については、特定公益増進法人の証明を受けた日以後の寄附金が対象となります。

証明を受けた後に閲覧に供する必要のある書類

P9にある様に、絶対値要件（要件1）・相対値要件（要件2）のどちらで申請するかに関わらず、税額控除対象法人となった後は、以下の書類を主たる事務所に備え付け、閲覧の請求があった場合には、正当な理由（※1）がある場合を除き、閲覧に供する必要があります（租税特別措置法施行令第26条の28の2第１項第２号ロ）。

これらの書類は、学校法人会計基準等に基づき書く学校法人が既に作成している書類を用いることも可能ですが、⑤⑥⑦については別添の様式例も参考にして下さい。

なお、下記書類のうち、事業年度ごとに作成されるもの（③⑤⑥⑦）については、直近の事業年度

の書類のみを閲覧に供すれば足ります。これらの書類は、毎会計年度終了後２ヶ月以内に作成し、閲覧に供することができる状態にしてください。

※1 どの様なケースが「正当な理由がある場合」に該当するかについては、個別具体的な判断が必要になりますが、例えば、閲覧請求者がその情報を不法・不正に利用することが明らかな場合や、公開すべきでない個人情報が含まれる場合等が考えられます。

①　私立学校法第30条第1項に規定する寄附行為

②　同法第35条第１項に規定する役員の氏名・役職を記載した名簿

③　同法第47条第２項に規定する財産目録等（財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書）

④・役員・従業員給与支給規程（非常勤職員も含め、原則として全て公開する必要があります。）

⑤・　寄附者に関する事項（様式例あり）

(1)役員(2)役員と親族関係を有する者(3)役員と特殊の関係にある者からの一事業年度における受入寄附金の合計額が20万円以上である場合には、当該寄附金支出者の氏名、寄附金の額、受領年月日　(1)役員(2)役員と親族関係を有する者(3)役員と特殊の関係にある者からの一事業年度における受入寄附金の合計額が20万円以上である場合には、当該寄附金支出者の氏名、寄附金の額、受領年月日

⑥　支出した寄附金の額、相手先、支出年月日（様式例あり）

支出寄附金の定義は、学校法人会計上「寄附金」として計上される支出を原則とし、寄附の支出先が例え慈善活動等を行う法人であっても、全て閲覧に供する必要があります。

⑦　寄附金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した書類（様式例あり）

また、閲覧に供する義務はありませんが、実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿を作成し、各事業年度終了の日の翌日以後3ヶ月までの間に主たる事務所の所在地に備え置き、5年間保存しなければなりません。（租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号ハ及び租税特別措置法施行規則第19条の10の4第8項））

なお、証明書申請の際に作成した寄附者名簿を、本寄附者名簿とする事も可能ですが、証明を受け

た翌事業年度からは、新しい寄附者名簿を作成する必要があります。